

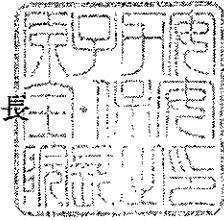
経済産業省

平成 24・05・14 原院第 6 号

平成 24 年 5 月 28 日

兵庫県知事 殿

経済産業省原子力安全・保安院長



高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-2510b-12-2）のとおり高圧ガス関連事業者に対し所要の対応を求めることとし、要請文書を発出したので、通知します。つきましては、貴県内の高圧ガス関連事業者  
に所要の対応をとるよう指導願います。

# 経済産業省

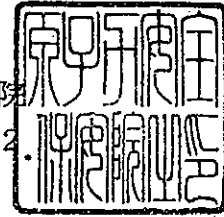
平成 24・05・14 原院第 6 号

平成 24 年 5 月 28 日

高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-2510b-12-2



原子力安全・保安院は、平成24年5月9日付け中防災第14号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）野田 佳彦から、梅雨期及び台風期における防災態勢強化についての指導要請を受けましたので、今般、高圧ガス連事業者に対し、別紙を踏まえた下記の対応を求めるとします。

## 記

1. 豪雨などの風水害に起因した高圧ガス設備等の破損による高圧ガスの漏えい及び貯蔵所、充填所等における容器等の流出に十分留意すること。破損・流出等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 土砂崩れ、河川の氾濫、内水氾濫、高潮等による被害が予想される箇所に設置されている高圧ガス設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. 特に、東日本大震災の被災地においては、避難者や仮設住宅の入居者の安全確保を図るとともに、地震や津波による河川管理施設・海岸保全施設・下水道施設・通信施設の被災、土砂災害、地盤沈下等が生じていることや大量の災害廃棄物の発生とその集積状況を踏まえ、危険箇所の点検、情報伝達対策、応急対策等に万全を尽くすこと。
4. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。